

九州電力株式会社玄海原子力発電所第4号機の
電気事業法に基づく工事の計画の申請について

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘

申請年月日等：

令和2年8月28日（原発本第152号）

補正年月日等：

令和2年11月27日（原発本第264号）

2. 発電所の名称及び位置

名称：玄海原子力発電所

位置：佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

3. 発電所の出力及び周波数

出力： 2, 360, 000 kW

第3号機： 1, 180, 000 kW

第4号機： 1, 180, 000 kW（今回申請分）

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

(一) 原子力設備

4 燃料設備

6 燃料設備の適用基準及び適用規格

5. 工事の計画の内容

種類：発電設備の設置の工事以外の変更の工事

内容：使用済燃料運搬用容器の設置

6. 申請の理由

玄海第4号機の使用済燃料については、必要に応じて玄海3号機へ運搬し、玄海3号機の使用済燃料ピットに貯蔵する計画としている。このため、使用済燃料運搬用容器を玄海4号機に設置する。

(審査の概要)

1. 審査意見

電気事業法第47条第3項の規定の適用については、原子力規制委員会で確認すべき同項第1号に掲げる要件（同法第39条第2項第1号に掲げる事項に係る部分であって原子炉等規制法第43条の3の14の技術上の基準に該当する部分に限る。）に対して、電気事業法第112条の3第1項の規定により、適合しているものとみなされる。